

巻末資料

1. 道路区域決定、変更

- 資料1 道路の区域決定、区域変更、供用開始の事務取扱要領
- 資料2 移管道及び廃道敷の事務取扱要領
- 資料3 道路改良工事等に伴う区域変更・旧道の取扱い等に関する事務処理方針
- 資料4 事業実施に伴って生ずる旧道区間の引継ぎに関する覚書
- 資料5 道路の改築に伴う移管道となる区間の処理の仕方（市町村からの整備希望がある場合）

2. 土地改良

- 資料6 土地改良長期計画に関する覚書

3. 国有林

- 資料7 林野庁所管の国有林を国道敷地として使用する場合の取り扱いについて
- 資料8 一般国道の道路敷となっている国有林野の取り扱いについて

4. 埋蔵文化財

- 資料9 ○○○事業に係る埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（照会）
- 資料10 埋蔵文化財発掘の通知について
- 資料11 遺跡発見の通知について
- 資料12 ○○○事業に係る埋蔵文化財発掘調査の実施について（協議）
- 資料13 ○○○事業に係る埋蔵文化財発掘調査及び整理作業（報告書刊行）の実施について（協議）
- 資料14 ○○○事業に係る埋蔵文化財整理作業（報告書刊行）の実施について（協議）
- 資料15 調査を実施するための条件整備等について
- 資料16 財団法人茨城県教育財団の実施する埋蔵文化財発掘調査業務に関する覚書

5. 事業区分

- 資料17 道路の新設または改築に伴う交差点の事業区分の基本方針について
- 資料18 第9次道路整備五箇年計画における都市局と道路局との道路整備事業の所管区分について（抜すい）

6. 土地の形質変更に関する届出

- 資料19 土壤汚染対策法第4条に基づく届出（一定規模以上の土地の形質の変更届出書）について

7. 交差点

- 資料20 ラウンドアバウトの導入について
- 資料21 エスコートゾーンの設置に関する指針の制定について（通達）

8. その他

- 資料22 コンクリート二次製品溝型側溝の基礎厚について（通知）
- 資料23 再生加熱アスファルト混合物（一般廃棄物溶融スラグ入り）の使用基準について（通知）
- 資料24 道路改良工事における防草対策について

第 1 目 的

この要領は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号、以下「法」という。）第 18 条の規定に基づき、知事が管理する道路の区域決定、区域変更及び供用開始の事務取扱について必要な事項を定め、事務処理の円滑化に資する。

第 2 路線認定等の通知

土木部長（以下「部長」という。）は、法第 5 条（一般国道の意義及びその路線の指定）、法第 7 条（都道府県道の意義及びその路線の認定）及び法第 10 条（路線の廃止又は変更）の規定に基づき、路線の指定、認定、変更又は廃止がなされたときは、様式第 1 号により、土木事務所長（以下「所長」という。）及びその他の関係機関の長に通知するものとする。

第 3 区域決定

1. 所長は、第 2 に定める通知を受けたときは（廃止を除く。）道路の区域決定調書等（様式第 2 号、第 2 号-2）を作成し、次の図面を添付して部長あて提出するものとする。
 - (1) 位置図（管内図 1/50,000 以上） 1 部
 - (2) 平面図（1/1,000 以上） 1 部
2. 所長は、区域決定調書等作成にあたっては、公図の写し、地積測量図、縦横断図等により道路区域の確認を行うものとする。

第 4 区域変更

1. 所長は、道路工事（法第 22 条及び第 24 条に定める工事を含む。）により、道路の区域変更の必要が生じたときは、区域変更調書等（様式第 3 号、第 3 号-2）を作成し、次の図書を添付して、部長あて提出するものとする。
 - (1) 位置図（管内図 1/50,000 以上） 1 部
 - (2) 平面図（1/1,000 以上） 1 部
 - (3) 区域変更（現道及び新道を複線とする場合）に伴い、旧道を市町村道として移管予定の区間については当該市町村長からの回答書の写し。（移管道及び廃道敷の事務取扱要領様式第 1 号-2）
 - (4) 区域変更（新道完成により現道を不用物件とする場合）に伴い不用物件を市町村道として引継ぐ箇所については当該市町村道としての認定、区域決定の公図の写し。
2. 所長は、区域変更調書等の作成にあたっては、公図の写し、地積測量図、縦横断図等により道路区域の確認を行うものとする。
3. 区域変更調書等の提出時期は、当該工事の工事起工請求書を提出するときまでとする。ただし、この工事が所長専決で処理されるものについては、工事起工の決定をするときまでとする。
4. 工事の設計変更などに伴い、更に区域の変更をする必要を生じた場合は、その都度、第 4-1、2 及び 3 に準じた調書を提出するものとする。
5. 区域変更調書及び添付図面等の作成は別記記載例によるものとする。

第5 供用開始

1. 所長は、区域決定又は区域変更した新たな道路の整備が完了したときは、一般の交通の用に供して差支えない状態に整備されていることの確認を供用開始確認書（様式第4号-3）により行い、その都度、供用開始調書等（様式第4号、4号-2）を作成し、次の図書を添付して部長あて提出するものとする。
 - （1）供用開始図（1/50,000以上の管内図、ただし、一部分を供用開始するとき又はダブル区域で供用開始するときは1/1,000以上の平面図）
 - （2）供用開始確認書（様式第4号-3）
2. 所長は当該道路が市町村道であった場合には、市町村長からの引継書（様式第4号-4）及び関係図書を徴し、その写しを供用開始調書等に添付するものとする。
3. 供用開始調書及び添付図面等の作成は別記別載例によるものとする。

第6 公 示

1. 部長は、第3、第4および第5の調書等を受理した時は、審査のうえ、法第18条の規定に基づく区域決定、区域変更、供用開始等の手続を行うものとし、その公示は、様式第5号、様式第6号及び様式第7号により県報に告示するものとする。
2. 部長は、第6-1の告示があったときは様式第8号及び第9号により、告示の写しを添付し、所長及びその他の関係機関の長に通知するものとする。

第7 調査書の保管

1. 部長は、道路の区域決定、区域変更、供用開始に関する調書等を保管するものとする。
2. 所長は、道路の区域決定、区域変更、供用開始に関する調書等の控及び調書等の内容確認を行った公図の写し、地積測量図、縦横断図、供用開始確認書等の関係図書を保管するものとする。

付 則

この要領は昭和56年4月1日から実施する。

付 則

この要領は昭和61年9月1日から実施する。

付 則

この要領は平成5年4月1日から実施する。

*各様式および詳細については、「道路管理の手引（管理編）」参照。

移管道及び廃道敷の事務取扱要領

第1章 総 則

第1 目 的

この要領は、一般国道(知事管理)及び県道が供用の廃止又は道路の区域変更(以下「区域変更等」という。)により道路法(昭和27年法律第180号)第92条に規定する不用物件となった場合の事務取扱について必要な事項を定め事務処理の円滑化に資する。

第2 定 義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「所長」とは、土木事務所長、工事事務所長及び大子工務所長をいう。
- (2)「事務所」とは、土木事務所、工事事務所及び大子工務所をいう。
- (3)「移管道」とは、不用物件のうち市町村への引継ぎを要する道路をいう。
- (4)「廃道敷」とは、不用物件のうち今後市町村道として存置する必要のない道路をいう。

第2章 不用物件の調査

第3 処理方針

所長は、区域変更等の前に、不用物件となるものについては「道路改良工事等に伴う区域変更等に関する連絡調整会」における事務処理方針に基づき文書(様式1号)で関係市町村と協議するものとする。

第4 測 量

所長は、不用物件となるものについて、その供用廃止前に測量を行い、平面図(1/1,000以上)を作成するものとする。

第5 境界確認

第4により測量をするときは、隣接地の所有者の立会のもとに境界を確認し、所定の境界杭を設置するものとする。

(1) 立会者への通知

立会者への通知は少なくとも1週間前までに文書(様式第2号)で行う。

ただし、緊急やむを得ないときは口頭で立会を求め、立会当日に文書を手交するものとする。

(2) 境界同意書

立会により境界を確認したときは、隣接地の所有者から境界同意書(様式第3号)を徴するものとする。

第3章 移 管 道

第6 移管道台帳の作成

所長は第3により当該道路を移管道と決定したときは、区域変更等の後、ただちに移管道台帳(様式第4号)を作成するものとする。

第7 引継申請書の提出

所長は関係市町村長から旧道の引受回答書(様式第1号-2)及び引継申請書(様式第6号)を徴し、次に掲げる書類を添付して部長に進達(様式第5号-2)するものとする。

- (1) 位置図(管内図 1/50,000 以上) 1 部
- (2) 平面図(1/1,000 以上) 1 部
- (3) 路線認定及び区域決定に関する公示の写し 1 部
- (4) その他

第 8 引 継

部長は、事務所長あての通知(様式第 8 号-2)による引継書(様式第 7 号)を事務所経由のうえ、市町村長あてに送付し、受領書(様式第 8 号)を徴するものとする。

第 4 章 廃 道 敷

第 9 廃道敷台帳の作成

所長は、第 3 により当該道路を廃道敷と決定したときは、区域変更後ただちに廃道敷台帳(様式第 9 号)を作成するものとする。

第 10 国有地の譲与申請

1. 所長は廃道敷内に国有地があるときは管理期間(4 ヶ月)を経過した後、必要がある場合には国有地譲与申請進達書(様式第 10 号)を作成し、次に掲げる書類を添付して部長に提出するものとする。

- (1) 位置図(管内図 1/50,000 以上) 3 部
- (2) 平面図(1/1,000 以上) 3 部
- (3) 地積測量図(1/250 又は 1/500) 3 部
- (4) 公図写 3 部
- (5) 土地登記簿謄本(廃道敷内に有地番がある場合) 3 部
- (6) 隣接地の所有者の境界同意書(様式第 3 号) 3 部

2. 部長は、廃道敷譲与申請書(様式第 11 号)を作成し、1 及び次に掲げる書類を添付して茨城県知事(用地課扱い)に提出するものとする。

- (1) 路線認定年月日に関する調書 2 部
- (2) 路線廃止(変更)、区域変更又は供用廃止の年月日に関する調書 2 部

※ 昭和 27 年新道路法施行において道路法施行法第 7 条により新法施行の際旧法第 62 条第 1 項に規定する不用に帰した道路については、新法の規定によらないで旧法に処分することができるので注意すること。

(この場合、部長に提出する上記 1 に掲げる書類の部数は 1 部とすること。)

第 11 譲与書の送付

部長は、国から譲与を受けたときはただちに譲与書を所長に送付するものとする。

第 12 登記の手続

所長は、譲与書を受領したときはすみやかに茨城県名義に登記するものとする。

第 13 公有財産台帳

部長は、廃道敷内の県有地及び国から譲与された土地については、茨城県公有財産事務取扱規則(以下「規則」という。)第 33 条及び第 41 条の規定に基づき公有財産台帳を整備し、公有財産異動報告書を総務部長(管財課扱い)に提出するものとする。

第 14 払 下

1. 所長は払下が適当と認められる廃道敷については、廃道敷払下進達書(様式第 13 号)を作成し、次に掲げる書類を添付して部長に進達するものとする。

- (1) 位置図(管内図 1/50,000 以上) 1 部
- (2) 平面図(1/1,000 以上) 1 部
- (3) 地積測量図(1/250 又は 1/500) 1 部
- (4) 公図写 1 部

- | | |
|-------------------------|----|
| (5) 土地登記簿謄本(当該土地及び隣接地) | 1部 |
| (6) 廃道敷払下願書(様式第14号) | 1部 |
| (7) 廃道敷払下価格評定調書 | 1部 |
| (8) 隣接地の所有者及び市町村長の払下同意書 | 1部 |

(様式第15号, 第1号-3)

(9) 払下地の写真

※ 将来の道路改良計画, 砂利の集積場等に利用する計画がある場合は払下げしないからあらかじめ申請者にその旨を伝え申請書は受理しないこと。

※ 道路改良工事の用地取得にあたり, 廃道を低価格で払下げを条件としての理由で払下げの優先権を有すると主張する者があり, 公正に価格で払下げ処分することが困難な場合があるから, 今後は用地取得上必要があれば道路法第92条第4項によって交換を行う措置を講じ, 上記のような口頭約束はしないこととし, 口頭約束による払下げは認め難いから注意すること。

2. 部長は, 総務部長(管財課, 財政課)合議のうえ, 土地売買契約書(様式第16号)を作成するものとする。

第15 公有財産の処分

1. 所長は土地売買契約締結後, 次に掲げる書類を部長に提出するものとする。

- (1) 土地売買契約書
- (2) 廃道敷売却処分報告書(様式第17号)
- (3) 登記済報告書(様式第18号)

2. 部長は前項の書類を受理した後, 規則第43条の規定に基づき公有財産処分報告書を総務部長(管財課扱い)に提出するものとする。

第16 交 換

所長は新たに道路を構成する敷地を取得する必要がある場合において, 当該敷地と廃道敷を交換しようとするときは, 「茨城県土木部用地事務取扱要領」第76条の規定に基づき処理するものとする。

付 則

1. この要領は昭和56年4月1日から実施する。
2. この要領の施行の際, 現に発生している不用物件については, この要領に準じて扱うものとする。

付 則

- 1 この要領は昭和62年9月1日から実施する。

1. この要領の施行の際, 現に発生している不用物件については, この要領に準じてあつかうものとする。

付 則

1. この要領は平成22年12月8日から実施する。
2. この要領の施行の際, 現に発生している不用物件については, この要領に準じてあつかうものとする。

道路改良工事等に伴う区域変更、旧道の取扱い等に関する事務処理方針

一般国道(知事管理)及び県道の新設、改築工事(以下「道路改良工事等」という。)の施行に伴う、路線の認定、廃止、区域変更・旧道の取扱い(廃道敷の払下げ、交換等を含む。)等については、下記の事務処理方針に基づくものとする。

記

1 連絡調整会

道路改良工事等に伴い、道路の区域変更・旧道の取扱い等を必要とする場合、当該道路改良工事等を施行する本庁の課(以下「主務課」という。)は、次のことに基づき、道路改良工事等に伴う区域変更・旧道の取扱い等に関する連絡調整会(以下「連絡調整会」という。)に協議するものとする。

(1) 協議の対象及び検討の内容

	協議の対象	検討の内容
①	路線の認定または延伸、バイパスによって整備する道路	・当該工事の区域変更による事業化の可否 ・当該工事が区域変更によることができない場合または区域変更によることが適当でない場合に路線の認定(変更)が可能か否か等
②	バイパス等によって発生する旧道	旧道の処理(県道として存置、市町村移管、払下げ、交換等)
③	供用を開始しようとする道路	・供用の形態等 ・旧道処理事務連絡の進捗状況の確認
④	その他協議する必要があるもの	調整を要する事項

(2) 協議の時期

- ① 主務課内部において事業計画が予定されたとき
- ② 供用を開始する6ヶ月以上前の時期

2 旧道に対する措置

- (1) 旧道となる区間を市町村道として存置する必要があるときは、主務課は、事業着手前に、別紙1により当該市町村と覚書を交換し、原則として現状有姿により引継ぎがすすめられるよう措置するものとする。
- (2) 旧道となる区間を市町村道として存置する必要があるときは、主務課は、事業着手前に、市町村道としての路線認定などの手続きを講ずるよう、関係市町村に対し措置するものとする。
- (3) 主務課は、(1)及び(2)により、関係市町村に対して、引継ぎ及び路線認定等の手続きが進められない特別の事情がある場合は、あらかじめ、連絡調整会に協議するものとする。
- (4) 主務課と土木事務所及び工事事務所、大子工務所(以下「土木事務所等」という。)は、バイパス等によって発生した旧道が、原則として当該バイパスの供用開始と同時に引継ぎが完了するよう措置するものとする。

なお、移管道の整備の遅延等の事情により同時引継ぎが困難な場合は、バイパスの供用開始後速やかに引継ぎが完了するよう調整するものとする。

3 推進体制

- (1) 主務課と土木事務所等は常に連絡を密にし、本方針に基づく事務が円滑に進められるよう努めるものとする。
- (2) これらの事務処理の適正を期するため、本庁及び各土木事務所等の事務分担を別紙2によるものとし、これを推進するものとする。
- (3) 旧道に対する措置に関して、土木事務所等は、次長(技術)(大子工務所にあつては、道路河川整備課長)が中心となり必要に応じて関係市町村との調整会議等を設置し(原則として年に1回開催)、旧道の引継ぎ等に関する協議を行うものとする。

事業実施に伴って生ずる旧道区間の引継ぎ に関する覚書

茨城県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、 事業(以下「事業」という。)の実施に伴って生ずる 線 から まで延長 m の旧道区間(以下「移管道」という。)の引継ぎにあたり、次のとおり覚書を交換する。

- 1 乙は、移管道について、事業着手までに、道路法に基づき路線認定等を行うものとする。
- 2 乙は、事業の完了に伴い、供用が開始された場合は、すみやかに甲から移管道の引継ぎを受けるものとする。
- 3 乙は、移管道を現状有姿により甲から引継ぎを受けるものとする。
- 4 その他、この覚書に定めない事項については、甲、乙別途協議するものとする。

平成 年 月 日

甲 茨城県知事

印

乙 市町村長

印

事業実施に伴って生ずる旧道区間の引継ぎ
に関する覚書

茨城県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、 事業 (以下「事業」という。)の実施に伴って生ずる 線 から までの延長 mの旧道区間(以下「移管道」という。)の引継ぎにあたり、次のとおり覚書を交換する。

- 1 乙は、移管道について、事業着手までに、道路法に基づき路線認定等を行うものとする。
- 2 乙は、事業の完了に伴い、供用が開始された場合は、すみやかに甲から移管道の引継ぎを受けるものとする。
- 3 乙は、移管道を現状有姿により甲から引継ぎを受けるものとする。
- 4 底地の紛争等による訴訟があったときは、引継後も甲が主体となって解決にあたるものとする。
- 5 その他、この覚書に定めない事項については、甲、乙別途協議するものとする。

平成 年 月 日

甲 茨城県知事 印

乙 市町村長 印

(別紙1-3)

事業実施に伴って生ずる旧道区間の引継ぎ
に関する覚書の一部を変更する覚書

茨城県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とが、平成 年
月 日に交換した覚書に次の項を追加する。

- 1 底地の紛争等による訴訟があったときは、引継後も甲が主体となって解決にあたるものとする。

平成 年 月 日

甲 茨城県知事 印

乙 市町村長 印

(別紙2)

① 道路改築に伴う道路の区域決定(変更)・供用開始及び移管道の事務分担について

道路改築については、別紙3のフローのとおり地元市町村の協力を得ること及び各土木事務所等、本庁関係課が事務分担を明確化し、適正な管理を図る。

※ 管理……改築，維持修繕，災害復旧，その他の管理をいう。

現状では、事務分担の明確でなかった部分があるため、事務手続きの漏れが生じている例が多く見受けられる。そこで、現在の職員配置の現状を十分配慮し、事務分担(主体)を次によるものとする。

各土木事務所等

次長(技術)(大子工務所にあつては、道路河川整備課長)

…… ・旧道移管に関する進行管理及び関係機関との調整等

用地課
道路管理課

……

- ・用地測量，買収
- ・廃道敷譲与，交換，払下げ，所有権移転登記
- ・県道敷内未登記用地の確認処理

道路管理課

……

- ・旧道処理台帳の進捗管理
- ・道路の区域変更，供用開始，必要箇所調書作成・保管
- ・道路区域変更，供用開始
- ・移管道引継関係書類整理・引継

道路(河川)整備課

都市整備課

道路管理課

……

- 上記の外の事務手続き
- ・道路改築計画，事業化，工事，道路台帳補正
- ・旧道処理方針案，旧道処理方針決定，旧道処理台帳
- ・移管道整備

本 庁

道路維持課

……

- ・道路調整会議開催
- ・道路の区域変更，供用開始
- ・廃道敷譲与，交換，払下げ
- ・旧道引継ぎ
- ・道路台帳補正(電算処理)
- ・移管道台帳の進捗管理
- ・移管道整備予算の確保

道路建設課

……

- ・改築及び移管道整備予算の確保

② 中間指導の充実について

道路関係の事務を円滑にするため、中間指導の充実を図る必要がある。

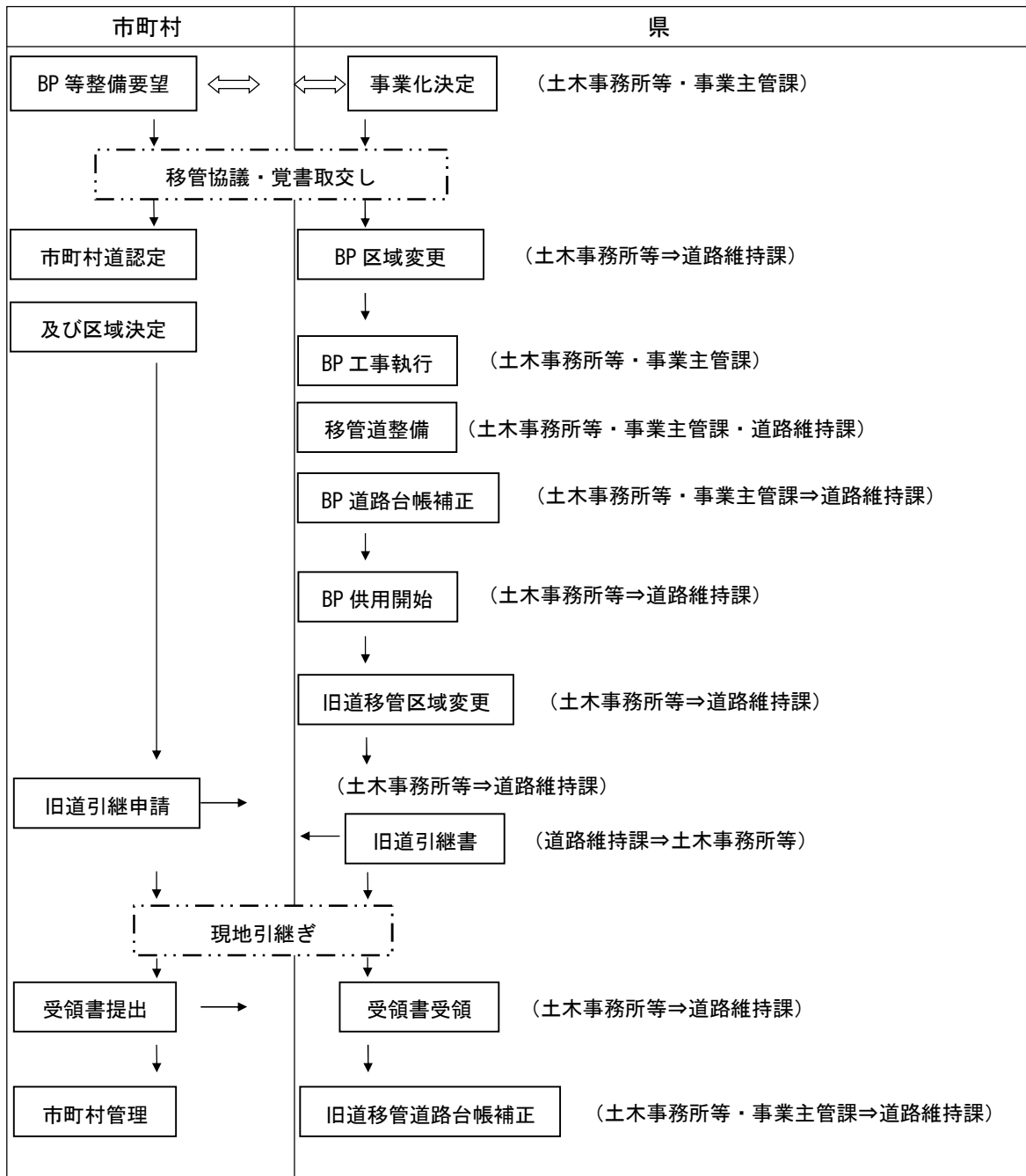
各土木事務所等においては、次長（技術）（大子工務所にあつては道路河川整備課長）が中心となって事務分担が円滑に進むよう調整するとともに、旧道の移管に関する進行管理及び関係機関との調整等を行う。

本庁においては、道路維持課管理担当補佐が中心となって関係課各補佐との連絡調整を行う。特に、連絡調整会については十分な調整が図られるようにする。

また、旧道の関係市町村への引継ぎを円滑に推進するために、本庁関係課は、道路維持課管理担当補佐が中心となって、旧道の移管に関する進捗状況を把握し課題等を調整するために、各土木事務所等に対してヒアリング（「連絡調整会（個別会議）」）を実施し（原則として年に1回以上）、その結果については「連絡調整会（全体会議）」に報告する。

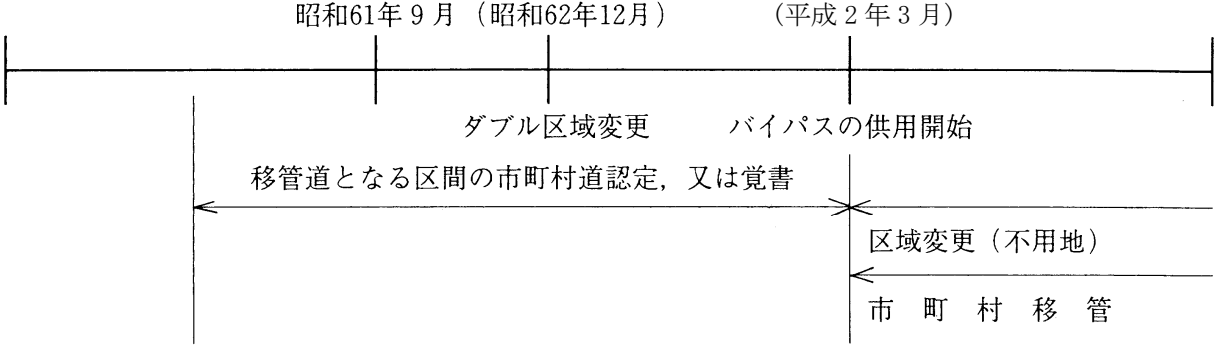
(別紙3)

道路改築に伴う道路の区域決定(変更)・供用開始及び移管道の事務分担フロー



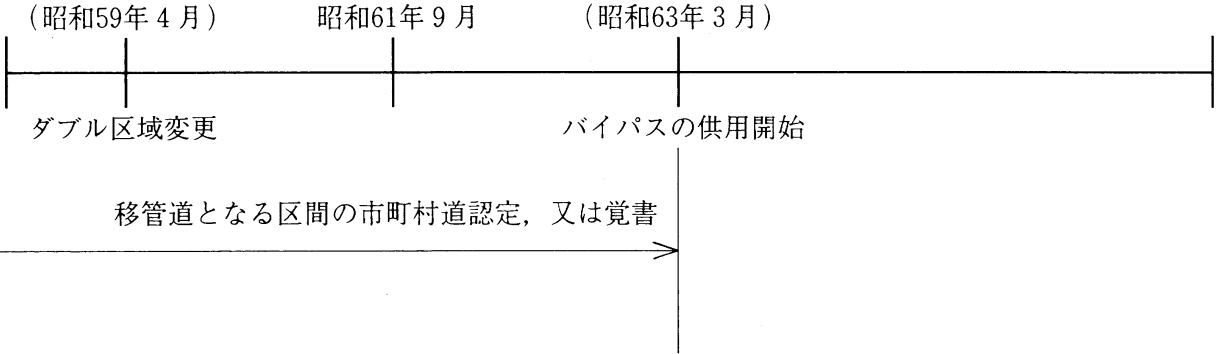
道路の改築に伴う移管道となる区間の処理の仕方（市町村からの整備希望がある場合）

- ① 昭和61年9月1日以降の区域変更、供用開始の場合。
 - a. 移管道は原則として現状有姿である。
 - b. 整備要望がある場合は主管課対応とする。



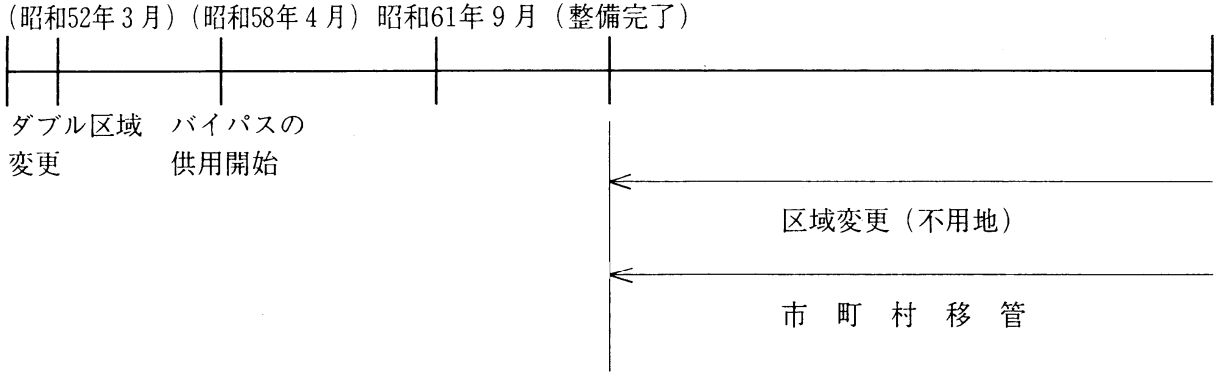
- (2) 昭和61年9月1日以前に区域変更済みであって、当該日以降供用開始する場合。

↳↳ 整備要望については、原則として主務課対応とするが市町村からの要望内容については関係各課で協議する。



- (3) 昭和61年9月1日以前に区域変更、供用開始済みであって現在ダブル管理しているもの。

↳↳ 整備要望については、道路維持課対応とする。



建設省地発第8号
48 構改C第 152 号

第2次土地改良長期計画に関する覚書

建設、農林両省は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第4条の2の規定に基づいて作成される土地改良長期計画（別紙案）に関し、従来建設省が一元的に実施してきた道路行政及び河川行政を多元化するものでないことを相互に確認し、下記のとおり了解し、覚書を交換する。

昭和48年4月25日

建設事務次官 ㊦

農林事務次官 ㊦

記

土地改良長期計画に基づいて実施される各種事業のうちには、道路、河川の整備、管理等建設省の所掌事務と抵触するものが生ずるおそれがあるので、その実施に当たっては両者間で締結された了解事項等に従って調整を行うとともに道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に定める市町村道に係る主として農業生産の用に供されるものならびに河川法（昭和39年法律第167号）第3条に定める河川及び同法第100条の準用河川に関し、土地改良事業として所要の事業を行おうとするときは、その実施等について、あらかじめ関係局長間で協議し、調整に努めるものとする。

なお、道路法第3条第1号から第3号までに掲げる道路については、土地改良実施の対象としないものとする。

土地改良長期計画に関する農道整備事業についての覚書

(48 構改C 第174 号)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第4条の2に基づいて作成される土地計画長期計画の閣議決定に際し、建設省道路局および農林省構造改善局は、建設省が一元的に行ってきた道路行政を多元化するものでないことを相互に確認し、下記のとおり了解し、覚書を交換する。

昭和48年4月25日

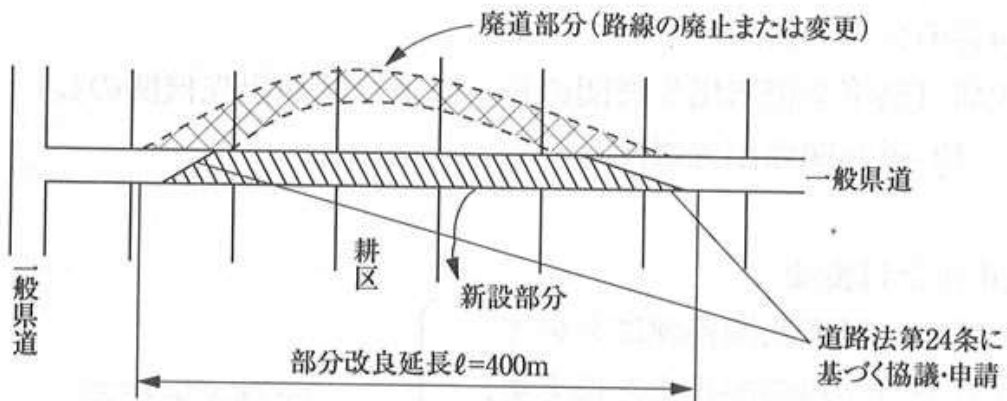
建設省 道路局長
農林省 構造改善局長

記

- 1 道路整備事業(以下「本事業」という。)が幹線市町村道と路線(あるいは区間)又は機能が重複する場合は、建設省においてその整備の促進に努めるものとする。
- 2 本事業が幹線市町村道以外の市町村道と路線(あるいは区間)が重複する場合は、道路法24条の規定に基づく工事として実施するものとする。
- 3 農林省は広域営農団地農道及び農免農道(以下「基幹農道」という。)の施行箇所の決定に当たっては、建設省と協議し、基幹農道整備計画と道路整備計画との調整を図るとともに本事業を実施しようとする者に対し、その計画について関係都道府県の道路担当部局と事前に協議調整を了するよう指導するものとする。
- 4 農林省は、本事業を実施しようとする者に対し、基幹農道の構造基準については、道路構造令に準拠するよう指導するものとする。
- 5 基幹農道の維持管理体制の策定にあたっては、建設省の意見をきくものとする。

○ほ場整備事業に取り込む事例

当面県道の改修計画がなく県道の屈曲部を、ほ場整備計画に一致するようやむを得ずほ場整備側で部分改良する例をあげる。(機能交換として現況道路の屈曲修正のみ)。



出典：経営体育成基盤整備事業便覧

国道国防第 220-2 号
平成 15 年 11 月 4 日

茨城県土木部長 殿

国土交通省道路局国道・防災課長

林野庁所管の国有林を国道敷地として使用する場合の取り扱いについて

標記については、昭和 54 年 1 月 23 日付け建設省道二発第 1 号及び昭和 61 年 4 月 1 日付け建設省道二発第 8 号（建設省道路局国道第二課長通知）等により処理されてきたところであるが、このたび、林野庁より別紙 1 のとおり申し入れがあり、協議・検討の結果、指定区間内の道路管理者においては、下記のとおり取り扱うこととしたところである。

指定区間外の各道路管理者におかれては、今般の指定区間内の措置内容及び別紙 2「一般国道の道路敷となっている国有林野の有償処理に係る体制図」を参考とされたい。

記

1. 現に一般国道の道路敷として使用承認を受けている国有林野については、当該財産価格が 3 千万未満のものであっても、早期に有償所管換えを行うものとする。
2. 関係道路管理者と関係森林管理署（関係森林管理署支署及び関係森林管理事務所を含む。）は、毎年定期に連絡調整の場を設け、有償所管換えに係る年次計画の策定、同計画に基づく有償所管換の実施状況の検証、有償による使用承認の切替時期の決定、その他必要な措置についてこれを決定するものとする。
3. 関係地方整備局（北海道開発局を含む）と関係森林管理局は、毎年定期に連絡調整の場を設け、上記 2 の円滑な実施のために必要な事項について協議の上、それぞれ関係下部機関に対して所要の指導を行うものとする。
4. 国土交通省及び林野庁において調整することが適当なものについては、申入書及び本確認の趣旨を踏まえて両者協議の上、関係地方整備局及び関係森林管理局に所要の指導を行うものとする。

15 林国業第 110 号
平成 15 年 9 月 24 日

国土交通省道路局路政課長 殿

林野庁国有林野部業務課長

一般国道の道路敷となっている国有林野の取り扱いについて

国有林野事業特別会計所属の国有林野を貴省に道路用地として所管換する場合の取り扱いについては、「道路用地の所管換えについて」（昭和 53 年 11 月 30 日付け 53-21 林野庁管理課長通知）による貴省との協議に基づき、昭和 53 年度以降の工事完了に係るものは、当該財産価額が 3 千万円未満のものであっても有償で取り扱うこととしているところである。

また、昭和 52 年度以前に工事が完了しているものについては、「一般国道の道路敷となっている国有林野の取扱いに関する覚書」（昭和 61 年 4 月 1 日付け 61 林野業二第 106 号、道政発第 38 号）に基づき、一般国道の指定区間の敷地となっている国有林野は、建設省所管国有財産取扱規則（昭和 30 年建設省訓令第 1 号）第 3 条第 1 項に規定する部局長の管轄する区域における路線ごとに、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号。以下「法」という）第 15 条の規定により処理するものとし、一般国道の指定区間外の敷地となっている国有林野については、指定区間の取り扱いに準ずるよう貴省が関係道路管理者を指導することとしているところである。

さらに、無償により使用承認している一般国道のうち、特に当該財産価額が 3 千万円以上のものについては、「一般国道の道路敷となっている国有林野の取扱いについて」（平成 9 年 4 月 18 日付け 9 林野業二第 73 号林野庁業務部業務第二課長通知）による協議に基づき、関係営林署長と関係道路管理者が路線ごとの有償処理の方法及び時期等について協議して計画的な有償処理を行い、無償使用承認地の早期解消に努めることとし、当該財産価額が 3 千万円未満のものについては、「一般国道の道路敷となっている国有林野の取扱いについての確認」（平成 9 年 4 月 18 日）に基づき、無償使用承認地の財産価額が概ね判明するまでに結論が出るよう引き続き協議することとしているところである。

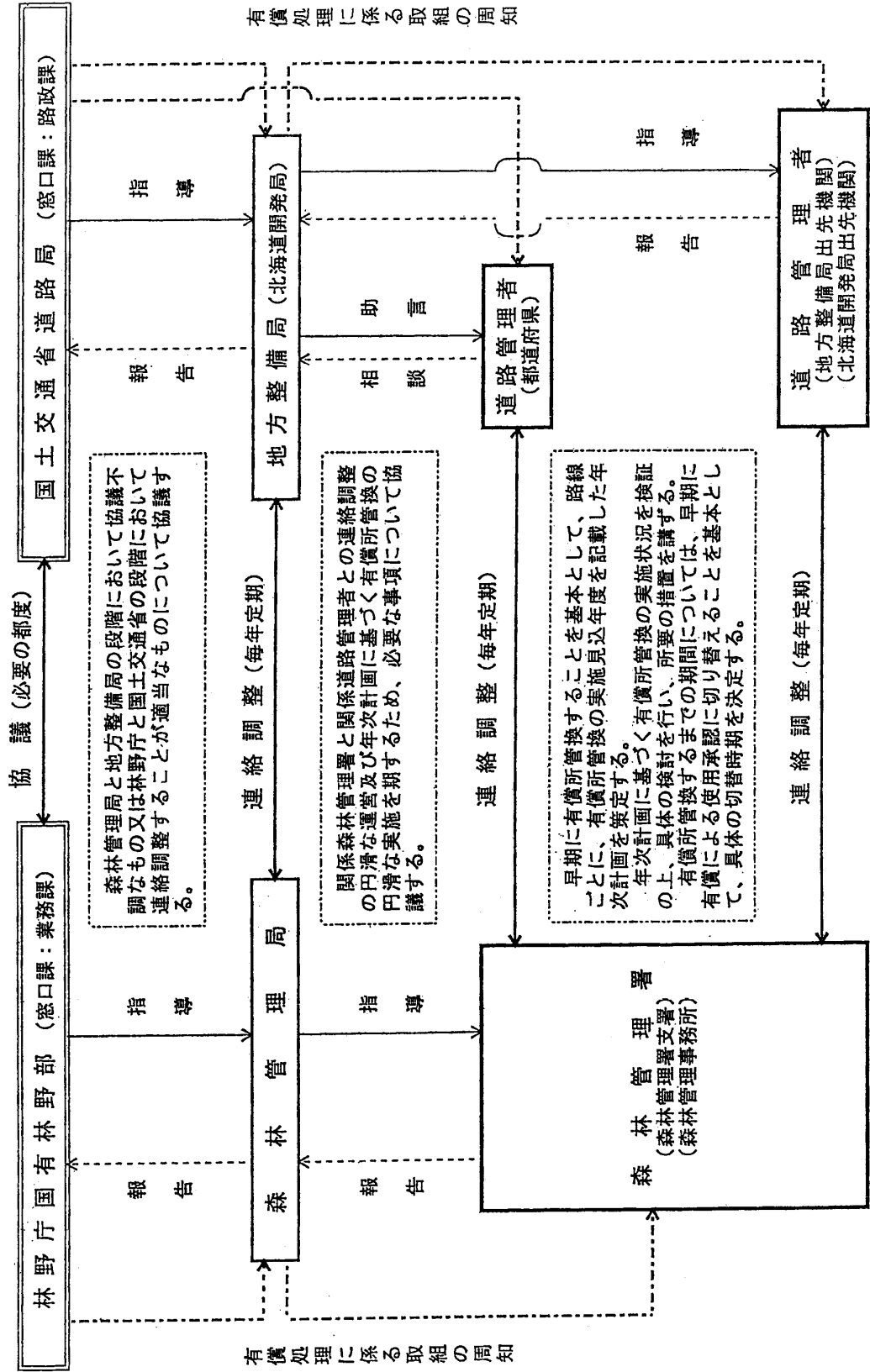
しかしながら、今般、会計検査院から、一般国道の道路敷となっている国有林野のうち、路線ごとの国有林野の財産価額が 3,000 万円以上のものについては、無償による使用承認を継続しているなど法の規定に基づいた適正な国有林野の管理が行われていなかったり、また、財産価額が 3 千万円未満のものについては、有償処理に係る国土交通省との協議が十分になされていないため、国有林野からの受益に対する応分の負担がなされていない状況にあるとして、それぞれ「是正改善」及び「改善」の処置を講じる必要があると認められるとの指摘を受けたことから、現に一般国道の道路敷として使用承認している国有林野については、下記により早期に有償処理することとしたいので、関係地方整備局及び関係道路管理者等に対して周知方よろしく願います。

記

1. 現に一般国道の道路敷として使用承認をしている国有林野については、当該財産価格が3千万未満のものであっても、早期に有償所管換をするものとし、関係道路管理者と関係森林管理署（関係森林管理署支署及び関係森林管理事務所を含む。）は、毎年定期に連絡調整の場を設け、有償所管換に係る年次計画を策定するとともに、年次計画に基づく有償所管換の実施状況を検証し、所要の措置を講ずるものとする。
2. 現に一般国道の道路敷として無償により使用承認している国有林野については、当該財産価額が3千万円未満のものであっても、有償所管換をするまでの期間について、早期に有償による使用承認に切り替えるものとし、その時期については、上記1の連絡調整の場において決定するものとする。
3. 関係地方整備局（北海道開発局を含む。）と関係森林管理局は、毎年定期に連絡調整の場を設け、関係道路管理者と関係森林管理署との連絡調整の円滑な運営及び年次計画に基づく有償所管換の円滑な実施のために必要な事項について協議するとともに、それぞれ所要の指導又は助言を行うものとする。

（担当：業務課国有林野管理室 地域振興・分収林班）

一般国道の道路敷となっている国有林野の有償処理に係る体制図



〇〇〇第 号
令和 年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

所在地
事業者名

印

〇〇〇事業に係る埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（照会）

今般、下記のとおり開発を計画しておりますが、区域内（別添図面）の埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて照会いたします。

記

- 1 開発目的
- 2 開発地域 (所在地)
- 3 開発面積 m^2
- 4 工事期間 令和 年 月 日～ 年 月 日
- 5 添付図面
位置図（縮尺 1/25、000） 1 部
地形図（縮尺 1/2500） 1 部
公図 1 部
計画図 1 部

<連絡先>

(文書 2)

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

所在地
事業者名

印

埋蔵文化財発掘の通知について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 94 条第 1 項及び第 184 条第 1 項並びに文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条第 1 項第 5 号の規定により、下記の事項について、関係書類を添えて、別記のとおり通知します。

記

- 1 土木工事をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事をしようとする土地の面積
- 3 土木工事をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事をしようとする土地に係る遺跡の種類、名称、現状及び時代
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

法第 94 号第 1 項

1	所在地				
2	面積				
3	土地所有者	氏名等			
		住所			
4	遺跡の種類	集落跡 貝塚 官衙跡 城館跡 寺社跡 墳墓 生産遺跡			
		祭祀遺跡 交通遺跡 包蔵地 その他の遺跡 ()			
	遺跡の名称	遺跡番号 ()			
	遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地			
		原野 その他 ()			
	遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世			
		近世 近現代 その他 ()			
5	工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校施設			
		集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 ()			
	工事の概要	宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光施設 ガス 水道 電気等 農業基盤整備事業 (農道等を含む) その他の農業関連事業 土砂採取 その他の開発 ()			
6	工事主体者	住所			
		氏名等			
7	施工責任者	住所			
		氏名			
8	着手予定時期	令和 年 月 日	9	終了予定時期	令和 年 月 日
10	参考事項				

指 導 事 項	現状保存	発掘調査	工事立会	慎重工事
	その他 ()			

【注意事項】 ①太線内は通知者が記入。 ②指導事項欄は県教育委員会で記入

③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () に記入。

(文書 3)

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏名等

印

遺跡発見の通知について

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 97 条第 1 項及び第 184 条第 1 項並びに文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条第 1 項第 5 号の規定により、下記の事項について、関係書類を添えて、別記のとおり通知します。

記

- 1 遺跡の種類、時代
- 2 遺跡の所在及び地番
- 3 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 4 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 5 遺跡の発見年月日
- 6 遺跡を発見するに至った事情
- 7 遺跡の現状
- 8 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由
- 9 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
- 10 遺跡の保護のために執った、又は執ろうとする措置
- 11 その他参考となるべき事項

【添付書類】

遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する理由があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

法第 97 号第 1 項

1 遺跡の種類	集落跡 貝塚 官衙跡 城館跡 寺社跡 墳墓 生産遺跡 祭祀遺跡 交通遺跡 包蔵地 その他の遺跡 ()
遺跡の時代	
2 所在地	
3 土地保有者	住所 氏名等
4 土地占有者	住所 氏名等
5 発見年月日	令和 年 月 日
6 発見の事情	
7 現 状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()
8 現状の変更	時期：令和 年 月 日～ 年 月 日 理由：
9 出土品	(種類・形状・数量)
10 保護措置	
11 参考事項	開発等面積 m ²

指 導 事 項	現状保存 発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()
---------	--------------------------------

[注意事項] ①太線内は通知者が記入。 ②指導事項欄は県教育委員会で記入
③1、7欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () に記入。

(文書 4)

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

所在地
事業者名

印

〇〇〇事業に係る埋蔵文化財発掘調査の実施について（協議）

〇〇〇事業に係る埋蔵文化財につきましては、令和 年 月 日付け文第 号により勧告をいただき、記録保存を目的とする発掘調査が必要であることを確認したところです。
つきましては、発掘調査の実施に関し、下記事項について回答願います。

記

- 1 発掘調査対象埋蔵文化財
- 2 発掘調査面積
- 3 調査機関
- 4 発掘調査計画

<連絡先>
住 所
電 話
F A X
担当者

(文書5)

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

所在地
事業者名

印

〇〇〇事業に係る埋蔵文化財発掘調査及び整理作業（報告書刊行）の実施について（協議）

〇〇〇事業に係る埋蔵文化財につきましては、令和 年 月 日付け文第 号により勧告をいただき、記録保存を目的とする発掘調査が必要であることを確認したところです。

つきましては、発掘調査及び整理作業（報告書刊行）の実施に関し、下記事項について回答願います。

記

- 1 発掘調査対象埋蔵文化財
- 2 発掘調査面積
- 3 整理対象埋蔵文化財
- 4 調査機関
- 5 発掘調査及び整理作業計画

<連絡先>

住所
電話
FAX
担当者

(文書6)

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

所在地
事業者名

印

〇〇〇事業に係る埋蔵文化財整理作業（報告書刊行）の実施について（協議）

令和 年度に発掘調査した〇〇遺跡に係る埋蔵文化財整理作業（報告書刊行）の実施に関し、
下記事項について回答願います。

記

- 1 整理作業対象埋蔵文化財
- 2 整理作業機関
- 3 整理作業計画

<連絡先>

住 所
電 話
F A X
担当者

調査を実施するための条件整備等について

事業者の方々には、埋蔵文化財の取り扱いを円滑にするため、事前調査（現地踏査・試掘調査）での現地立ち会いと、下記の条件整備をお願いします。

1 現地踏査の条件整備

- (1) 地権者に対し、今後の見通しについて説明（説明会、広報等）し、埋蔵文化財調査への理解を得る。

埋蔵文化財調査の流れ

- ①現地踏査（試掘調査範囲の決定：地表面観察）
- ②試掘調査（遺跡の有無及び発掘調査範囲の決定：重機による表土掘削、遺構確認調査）
- ③発掘調査（遺構の調査、記録保存）

- (2) 現地の立ち入りについて、地権者の了解を得る。

2 試掘調査の条件整備

- (1) 重機を使用するので、重機の進入路の確保や掘削ができることが前提である。

試掘調査の方法

トレンチ（幅1～2mの試掘溝、深さは表土の厚さによって異なる）を設定し、重機（0.2～0.4m法面バケットバックホウ）を使用して掘削し、遺構確認調査を実施する。
試掘調査面積は、試掘対象地積の10%程度。

- (2) 山林については、伐採（※抜根はしない）をして、試掘調査のスペースを確保する。
(3) 試掘範囲を明確にしておく。
(4) 地下埋設物（上下水道、パイプライン、電気、電話等）については、埋設状況を明示する。

3 発掘調査の条件整備など

- (1) 埋蔵文化財の所在が確認され、協議の結果、発掘調査が必要になった場合は、調査・整理費用の予算措置を講ずるとともに、事業工程の中に発掘調査期間と整理作業期間を位置づける。（発掘調査・整理作業とも年度ごとの契約となる）

- (2) 「発掘調査承諾書」を取得する。（文化財保護法の手続きのため）
(3) 発掘調査範囲を境界杭等で明示し、その範囲の図面及び地番毎の面積一覧を作成する。
(4) 作付け物は、発掘調査開始までに無いようにする。
(5) 木立等は発掘調査開始までに伐採（※抜根はしない）等を行い、上物が無いようにする。
(6) 事務所、作業員休憩所、駐車場、倉庫、トイレ等の施設用地を確保する。借地等が必要な場合は、借地を行う。（※教育財団は借地を行わない）

なお、用地は作業効率を上げるためにも、調査現場にできるだけ近い場所が望ましい。

事務所及び休憩所等の用地（調査員2人体制の場合）

- ・事務所用地 約400㎡
- ・作業員休憩所及び駐車場地 約600㎡
- ・4tトラックが出入り可能な進入路

- (7) 重機の進入路、排土（表土）の運搬路、排土（表土・遺構排土）の置き場等の用地を確保する。

排土（表土・遺構排土）置場等の用地

発掘調査面積の約4分の3の面積（排土の量によって異なる。）

4 埋蔵文化財の普及と啓発

発掘調査成果の公開、現地説明会の実施が望まれる。

財団法人茨城県教育財団の実施する埋蔵文化財
発掘調査業務に関する覚書

茨城県知事（以下「甲」という。）茨城県教育委員会教育長（以下「乙」という。）及び財団法人茨城県教育財団理事長（以下「丙」という。）との三者間において、丙の実施する埋蔵文化財発掘調査業務（以下「発掘調査業務」という。）について、次の条項により覚書を締結する。

第1条 発掘調査業務は、本県における埋蔵文化財保護の充実と県行政の円滑な推進に寄与することを目的として、財団法人茨城県教育財団（以下「財団」という。）が寄付行為第3条に定める目的達成のため、財団の自主事業として実施するものとする。

第2条 乙は、埋蔵文化財発掘地を発掘し、土木工事を実施しようとする文化財保護法第57条の3第1項に定める機関（以下「国の機関等」という。）から協議を受けて埋蔵文化財の分布調査を実施し、発掘調査を必要とする箇所、面積、経費等の調整を行い、丙に発掘調査業務を実施させるものとし、特に、業務が計画的に実施できるよう、十分に配慮のうえ事前に丙と協議するものとする。

第3条 発掘調査業務に要す経費は、全額委託者である国の機関等の負担によって措置するものとするが、丙の責に帰することができない事由によって、その年度において業務に要する経費に欠損額を生じた場合は、甲、乙、丙の三者間において協議のうえ、県補助基金により補てんするものとする。

第4条 発掘調査業務に従事する職員は、事業量に応じて丙が乙と協議のうえ配置計画を作成するものとし甲、乙協議のうえ、その都度、職員の増減を行うものとする。

第5条 発掘調査業務に従事する職員のうち、乙が丙に派遣する職員については、発掘調査業務が終了した時点において、乙は派遣を解き、復職させるものとする。

第6条 甲、乙、丙は、発掘調査業務の実施に当たっては、この覚書を誠意をもって遵守し、この覚書に定めのない事項及び発掘業務に関し、疑義を生じたときは、互いの立場を尊重しその都度必要に応じて協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲・乙・丙の記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

昭和52年4月1日

甲 茨城県知事 竹内 藤男

乙 茨城県教育委員会教育長 大金 新一

丙 財団法人 茨城県教育財団理事長 竹内 藤男

○道路の新設または改築に伴う交差点の事業区分の基本方針について

昭和 54 年 3 月 26 日 事務連絡
 建設省都市局街路課専門官 松永 安生
 建設省道路局国道第 1 課専門官 布施 洋一
 建設省道路局国道第 2 課専門官 沢井 正寿

現在、道路の新設・改築事業を行うにあたって、これまで個々の事業者間において協議して事業区分を定めているところであるが、この度、建設本省関係各課にて協議を行い、基本方針を下記のように定めたので、今後事業を行うにあたってはこれによらない。

なお、すでに事業者間において協議が成立し、事業中の箇所については、その協議内容に基づいて行ってさしつかえない。

記

(1) 適用範囲

本基本方針は、道路整備特別会計による道路事業の道路間における一般的な平面交差計画の箇所の整備事業に適用する。

立体交差計画及び大規模な平面交差計画の箇所については、事業費も大きくなり、一概に定めることが不相当であるので、各箇所毎に協議するものとするが、本基本方針の意をふまえて事業計画を立てられたい。

なお、以下の用語の定義は次によるものとする。

① 「整備完了済道路」には、当該交差点を含む工区について暫定断面による供用済で事業中断中の道路も含むものとする。

② 「同時施工中」の考え方は、用地買収と工事を分けて考えるものとする。

すなわち、当該交差点を含む工区について

- a. 事業採択後、用地買収完了までを用地買収の同時施工
- b. 事業採択後、工区完了までを工事の同時施工

として取扱うものとする。この場合相互に施行時期の調整を行い、手戻りのないよう事業実施に努めることとする。

なお、実施採択とは、直轄事業においては測量及び試験費の予算化された時点、補助事業においては箇所内示がされた時点をいう。

(2) 事業区分

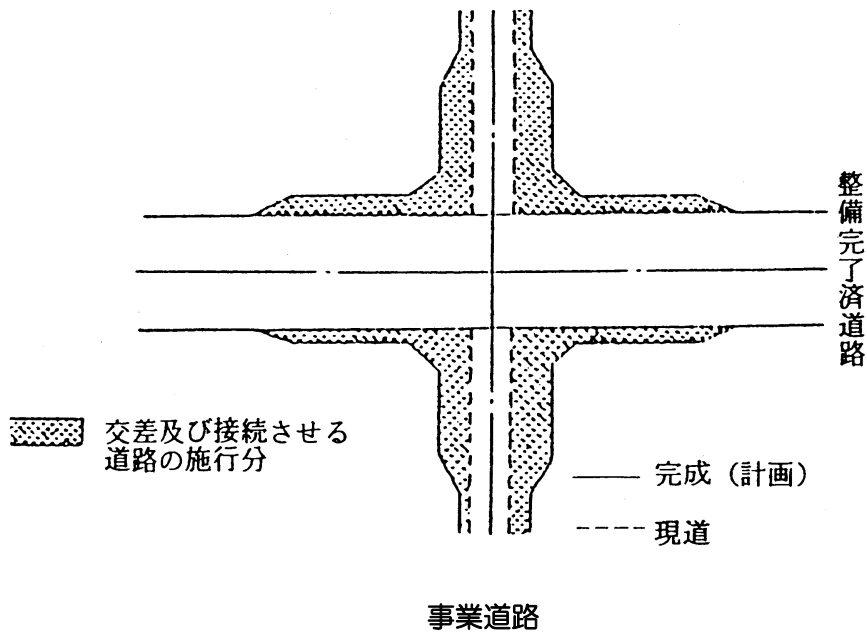
① 整備完了済道路に新設または改築の道路を交差または接続させる場合

a. 交差または接続することによって生じる事業に必要な費用は全て原因者である新設または改築を行う道路の事業者が負担するものとする。

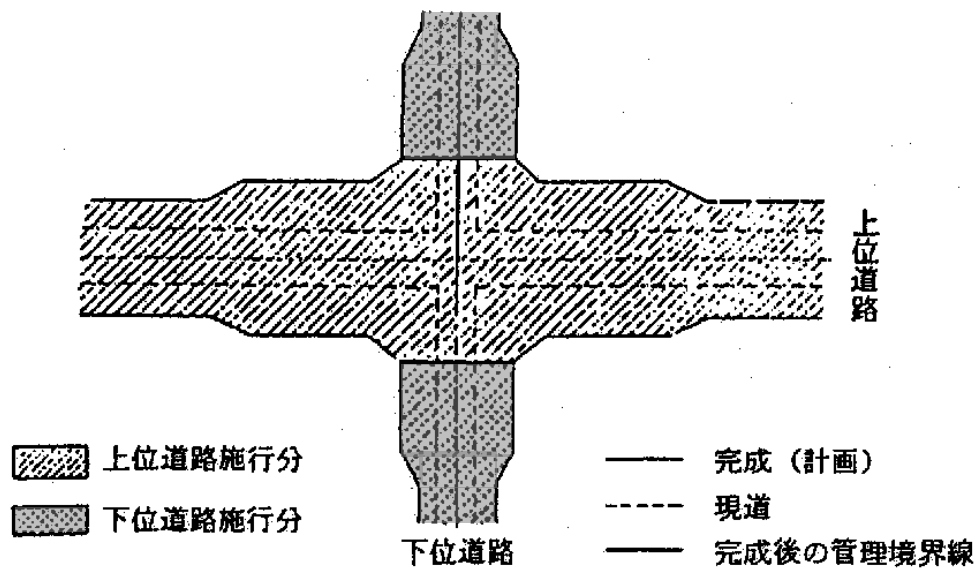
従って、原則として接続完了済道路側は新規に事業化は行わないものとする。

b. 新設または改築を行う道路に歩道を設置する場合においては、整備完了済道路に歩道は無いが、将来において歩道設置の計画がある場合、あるいは、道路の交差、または接続する部分に歩道設置が必要とみなされる場合で、かつ道路敷を利用する等して、歩道設置が比較的容易にできるときには、交差点の整備完了済道路にも歩道を設置する等して交通安全対策の配慮を払うものとする。

なお、この歩道設置に必要な費用についても新設または改築を行う事業者が負担するものとする。

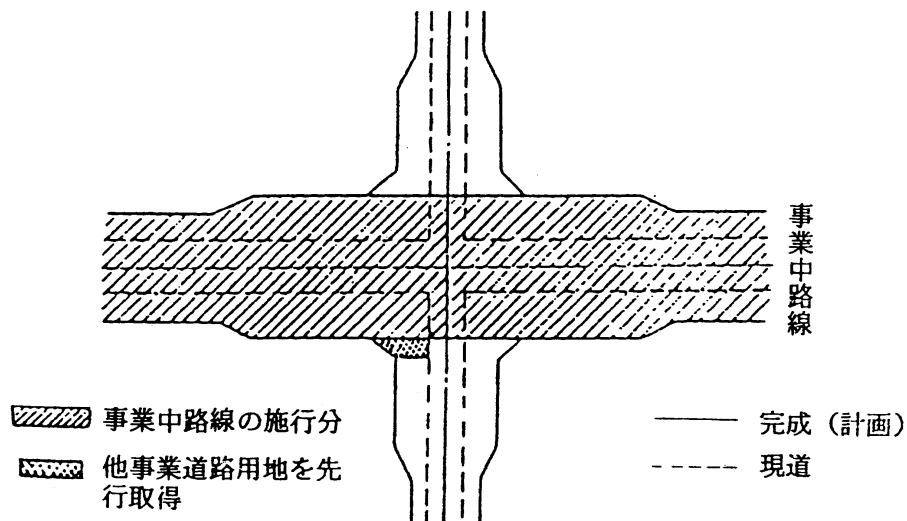


- ② 交差及び接続する道路の双方が同時施行の場合
- 交差及び接続することによって生じる必要な事業は両事業者の費用負担を定めて行うものとする。
 - 費用負担の割合は、完成時における管理境界を基に各々の管理者となる部分に必要な費用を原則とする。



③ 交差又は接続する道路の双方に新設または改築の計画（具体的な改良等の計画があり、将来において改良等を行うことが確実なもの）が確定しており、一方の道路の新設及び改築事業のみを行う場合

- a. 先行する道路の事業者は確定されている計画の範囲内で将来、手戻りや物件の二重移転が生じないように配慮して、交通安全上必要な処理を行うものとするが、その処理は過大又は過小とならないように双方にて十分協議を行うこと。
- b. 先行する道路の事業用地と同一筆（同一所有者）が他方の道路計画にもかかるような場合でかつ用地所有者が同時買収を希望する場合、または同時に買収しておくことが、将来も含めて必要と認められる場合には、先行する道路の事業者が同時に買収するよう努めるものとする。
- c. 新しく都市計画決定を行う場合で、未調整備の計画道路と交差又は接続する場合には、交差又は接続される道路の将来の接続計画を配慮して交差部の都市計画決定を行うものとする。



（他道路事業者が事業化するまで買収者が管理する）

第9次道路整備五箇年計画における都市局と道路局との道路
整備事業の所管区分について（抜粋）

昭和58年6月6日 事務連絡

建設省都市局都市再開発課建設専門官・建設省都市局街路課建設専門官・建設省都市局
区画整理課建設専門官・建設省道路局国道第一課建設専門官・建設省道路局国道第二課建
設専門官・建設省道路局地方道課建設専門官・建設省道路局市町村道室建設専門官から各
地方建設局担当課長・各都道府県担当課長、指定市担当課長あて

第9次道路整備五箇年計画については、昭和58年5月26日閣議決定されたところであるが、
同計画における都市局と道路局との道路整備事業の所管区分は、原則として下記によることとし
たので通知する。

記

第9次道路整備五箇年計画における都市局と道路局との道路整備事業の所管区分

第9次道路整備五箇年計画における都市局、道路局の整備事業の所管区分は次のとおりとする。

(1) 一般国道

一般国道については、原則として道路局の所管とする。但し、すでにバイパスの計画があ
り、現国道が将来、都道府県道以下になるべきもののうち、(2)の①及び②の区域内の都市計画
道路として施行すべきものは都市局所管とする。

(2) 都道府県道及び市町村道

① 既成市街地(当面、昭和45年度国勢調査による人口集中地区、地区が設定されていない場
合は同基準に準ずる地区)内における都市計画道路は、都市局の所管とする。

② ①の既成市街地以外の地域で都市計画法に基づき用途地域が指定されている区域につい
ては、昭和45年度以降、昭和55年度まで変動した人口集中地区の状況、道路の交通状況、
沿道の状況、道路管理の実態などを勘案のうえ、両局協議してそれぞれ採択すべき路線を決
定するものとする。

なお、用途地域の指定がない都市にあっては、①の既成市街地の外縁から路線的におおむ
ね500mの区間を含む区域を用途地域が指定されている区域とみなし、採択に当たっては、
特に人口集中地区の変動の状況に配慮するものとする。

③ その他の地域については、道路局の所管とする。

④ 都市計画道路として決定されていない道路の事業は、道路局の所管とする。

(3) 市街地再開発事業については、一般国道についても都市局の所管とする。

(4) 国の補助する土地区画整理事業

国の補助する土地区画整理事業についても上記都市局所管区分に従うものとする。

土壤汚染対策法第4条に基づく届出（一定規模以上の土地の形質の変更届出書）について

土壤汚染対策法は、土壤汚染の状況を把握するための措置、汚染が確認された土壤による人の健康被害を防止するための措置等が定められた法律です。土壤汚染の状況を把握するための措置の一つとして、法第4条に基づき、下記条件に係る土地の形質の変更を行おうとする者は、知事への届出が義務付けられています。

なお、この規定は、公共事業においても例外なく適用されることから、県発注建設工事についても届出の対象です。なお、詳細については環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law-scheme/pdf/06_chpt4.pdf）等を御覧ください。

記

- 1 対象 3,000㎡以上の土地の掘削その他の土地の形質の変更
（現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上）

3,000㎡以上の土地の形質変更であっても、以下の行為については届出不要

(1) 次のいずれにも該当しない行為

- ①形質変更の区域外へ土壤を搬出しない
- ②形質変更に伴う周辺への土壤の飛散・流出が生じない
- ③形質変更する深さが50cm未滿

(2) 農業を営むために通常行う行為であって土の搬出がない

(3) 林業の用に供する作業路網の整備であって土の搬出がない

(4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

- 2 届出の期日 形質変更の30日前まで

- 3 提出書類 別紙1のとおり

- 4 届出先 別紙2のとおり

形質変更する土地の所在する市町村が特例市等（水戸市、つくば市、古河市、笠間市）の場合、それぞれ特例市等の土壤汚染対策法担当課あての届出が必要です。それ以外の場合、県への届出となりますが、形質変更する土地の面積その他の要件によって届出先が異なりますのでご注意ください。

- 5 その他

- ・「土地の形質の変更」とは、掘削や盛土等の土地の形状を変更する行為全般をいいます。
- ・一定規模以上の土地の形質変更を行う場合に、1か所でも深さ50cm以上の掘削を伴う場所があれば届出が必要です。
- ・50cm未滿の形質変更箇所についても届出の面積に算入します。

(別紙1)

一定規模以上の土地の形質の変更届出書 届出の手引き (抜粋)

※ 特例市等への届出については、特例市等へ確認願います。

根拠条文	土壤汚染対策法第4条第1項
概要	3,000㎡以上の土地の形質変更(掘削, 盛土等)を行うときの届出 (有害物質使用等のある事業場については900㎡以上)
様式	規則様式第6
添付書類	<ol style="list-style-type: none">1 形質変更しようとする場所を明らかにした平面図, 立面図, 断面図 ・掘削部分と盛土部分を図示し, 土地の形質変更の範囲及び深さ, 面積や寸法等を記入すること。2 当該形質変更に係る土地所有者の同意書(届出者が所有者と異なる場合)以下の書類でも可 ・開発行為の同意書 ・道路占用許可証 ・賃貸借契約書(工事に同意している旨が確認できるもの) 等3 場所を示す近隣図4 登記事項証明書(登記簿謄本)5 公図(複数になる場合, 集合図を添付することが望ましい。)6 土地利用計画図, 建物・施設配置図等(平面図)7 地歴に関する資料8 有害物質の使用に関する資料 <p>※ 1～2は法に規定された書類, ※3～6は審査のために必要な書類 ※ 7, 8は当該地が工場跡地の場合等に必要に応じて提出する書類</p>
提出部数	提出先が廃棄物対策課の場合 3部 (正1, 副2) 提出先が県民センター等の場合 2部 ^{※1} (正1, 副1) } ^{※2} ※1 法第4条第2項に基づき土壤汚染状況調査結果報告書(土壤汚染がある場合に限る)を提出する場合は3部(正1, 副2) ※2 形質変更箇所が複数の市町村にまたがる場合, 副本の部数には対象となる市町村分, 県民センター等の区域分を追加する。 ※3 副本には, 添付書類 2 土地所有者の同意書, 4 登記事項証明書(登記簿謄本)は省略可

(別紙2)

一定規模以上の土地の形質の変更届出書の届出先等

形質変更する土地の所在する市町村	届出機関名	電話番号
水戸市	中核市等	水戸市役所 環境保全課 029-232-9154
つくば市		つくば市役所 環境保全課 029-883-1111
古河市		古河市役所 環境課 0280-76-1511
笠間市		笠間市役所 環境保全課 0296-77-1101
ひたちなか市, 那珂市, 小美玉市, 茨城町, 城里町, 大洗町, 東海村 (形質変更する面積が20,000㎡未満)	県民センター等	県民生活環境部 環境政策課 県央環境保全室 029-301-3044
日立市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 常陸大宮市, 大子町 (形質変更する面積が20,000㎡未満)		県北県民センター 環境・保安課 0294-80-3355
鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 鉾田市 (形質変更する面積が20,000㎡未満)		鹿行県民センター 環境・保安課 0291-33-6056
土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, 守谷市, 稲敷市, かすみがうら市, つくばみらい市, 美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町 (形質変更する面積が20,000㎡未満)		県南県民センター 環境・保安課 029-822-7048
結城市, 下妻市, 常総市, 筑西市, 坂東市, 桜川市, 八千代町, 五霞町, 境町 (形質変更する面積が20,000㎡未満)		県西県民センター 環境・保安課 0296-24-9127
<ul style="list-style-type: none"> ・中核市等の所管する土地を除く県内全域 (形質変更する面積が20,000㎡以上) ・複数の県民センター等の区域にまたがる場合 ・他県や中核市等にまたがる場合 	県民生活環境部 廃棄物対策課	029-301-3020

- ・形質変更する土地の所在地が中核市等の場合、中核市等へ届出を提出して下さい。
- ・中核市等の土地とそれ以外の土地にまたがる場合、中核市の土地の部分については中核市に、それ以外の土地の部分については廃棄物対策課に届けることとなります。

記載例

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
 にあつては、その代表者の氏名

第3条第7項
 第4条第1項
 土壤汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	茨城県〇〇市〇〇字〇〇 △△番地△△ 外△筆 ・対象地の地番全てを記入。 ・地番全てを書ききれない場合は、別紙で一覧を添付。 ・河川や道路等、地番がないときは、「〇〇地先」等で可。
土地の形質の変更の場所	別紙〇のとおり ・添付する平面図には資料番号を記入する。
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	面積 (△, △△△) m ² (掘削△, △△△m ² , 盛土△, △△△m ²) ・合計だけではなく、掘削、盛土の面積を記入する。 ・工事の途中で一度でも掘削（50cm未満の掘削や表土を削る行為を含む）を行なう箇所は掘削面積に入れる 最大掘削深さ () m ・形質変更の最大となる深さを記入
土地の形質の変更の着手予定日	△△年△△月△△日 ・必ず届出日から30日以上後の日。
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称 有害物質使用特定施設の種類 有害物質使用特定施設の設置場所 特定有害物質の種類

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

国道交安第 39 号
平成 26 年 8 月 8 日

北海道開発局長
沖縄総合事務局長
各地方整備局長 殿
(別途、高速道路会社あて送付)

国土交通省 道路局長

ラウンドアバウトの導入について

平面交差の計画及び設計に当たっては、道路及び交通の性格、機能、地域特性、沿道状況、歩行者の交通量等を総合的に判断して行われているが、近年、地方部の道路において円形の平面交差部的一种であるラウンドアバウトのニーズが高まりつつある。

ラウンドアバウトは、交通量等が一定の条件下において安全かつ円滑な道路交通を確保することができる。国土交通省では、平成 25 年度より有識者等から構成される「ラウンドアバウト検討委員会」を開催し、社会実験の結果、諸外国の導入事例等を分析し、導入に当たっての技術的な課題等を検討してきたところである。

今般、これまでの議論を踏まえ、望ましいラウンドアバウトの構造について別途通知することとした。については、ラウンドアバウトの導入に当たっては、都道府県公安委員会との緊密な連携のもと、期待される効果が十分に発揮できるよう適切に対応されたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であることを申し添える。

国道企第26号
国道国防第106号
国道交安第40号
国道高第116号
平成26年8月8日

北海道開発局 建設部長
各地方整備局 道路部長
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿
(別途、高速道路会社あて送付)

道路局企画課長
道路局国道・防災課長
道路局環境安全課長
道路局高速道路課長

望ましいラウンドアバウトの構造について

「ラウンドアバウトの導入について」(平成26年8月8日国道交安第39号、道路局長通知)における望ましいラウンドアバウトの構造について、別紙のとおり通知する。

また、平成25年6月14日に公布された道路交通法の一部を改正する法律(平成25年法律第43号)が平成26年9月1日から施行され、環状交差点(道路交通法第4条第3項に規定される車両の交通の用に供する部分が環状の交差点であって、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいう。以下同じ。)の運用が開始される。施行後は、ラウンドアバウトの構造を有する平面交差点のうち、道路交通法等関連法令に従い都道府県公安委員会により環状交差点の指定がされることとなる。については、以下の点に留意されたい。

1. 環状交差点の指定に当たっては、都道府県公安委員会から道路管理者に対し、道路交通法第110条の2第3項の規定に基づき意見の聴取がなされるので、本通知の内容を踏まえ、適切に対応されたい。
2. 道路管理者が道路の交差部分を改築しようとするときは、道路法第95条の2第1項に基づき、都道府県交安委員会の意見を聴いているところであるが、環状交差点の指定に向けて改築しようとするときも、本通知の内容に基づき、都道府県公安委員会と十分な調整及び連携を図られたい。

さらに、改正道路交通法の施行と同日に道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を改正する命令（平成26年内閣府令・国土交通省令第4号）が施行される予定であること、別添の通り「交通規制基準」が改正されたこと、並びに本通知の内容については警察庁交通局と調整済であることを申し添える。

なお、貴管内の都道府県及び政令市に対して同局長通知ならびに本通知の内容を周知するとともに、都道府県から管内市町村に対して周知頂くよう依頼願いたい。

望ましいラウンドアバウトの構造について

第1章 総則

1-1 目的

本通知は、道路管理者がラウンドアバウトを計画及び設計するに当たっての、当面の適用条件と留意事項についてまとめ、安全かつ円滑な道路交通の確保及び利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

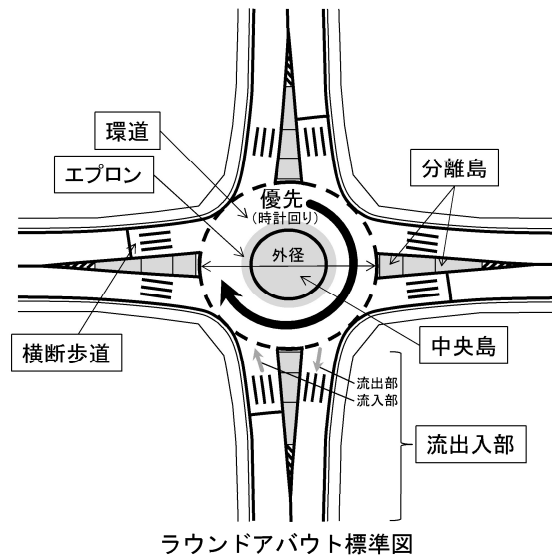
1-2 基本方針

ラウンドアバウトの導入に当たっては、その必要性を明確にした上で、交通量及び幾何構造の観点から適用が可能かどうかを確認し、他の交差形状と比較して安全性、円滑性等の効果、維持管理の容易さ、経済性等の観点から優位性を評価した上で、導入の可否を判断するものとする。なお、導入に当たっては、利用者及び地域住民への情報提供並びに合意形成を図るものとする。

1-3 用語の定義

この通知において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりによる。

- ① ラウンドアバウトとは、円形の平面交差部のうち、主に、環道、中央島、エプロン、路肩、分離島、流出入口及び交通安全施設を有し、環道において車両が時計回りに通行しかつ進入する車両によりその通行を妨げられない交通が確保できる構造であるものをいう。
- ② 環道とは、専ら車両の通行の用に供する部分のうち、環状を形成している部分をいう。
- ③ 中央島とは、環道における車両の安全かつ円滑な通行を確保するために、ラウンドアバウトの中央部に設ける島状の施設をいう。
- ④ エプロンとは、環道のみでは通行困難な普通自動車又はセミトレーラー連結車が通行の用に供してもよい部分をいう。
- ⑤ 分離島とは、環道への流入又は環道から流出する車両の分離、横断歩行者の安全性の確保等を行うために、環道の流出入口に設ける島状の施設をいう。
- ⑥ 流出入口とは、単路部と環道を接続する部分をいい、単路部から環道へ流入する流入部及び環道から単路部へ流出する流出部より構成される。
- ⑦ 流入交通量とは、環道に接続する道路の一流入部当たりの交通量をいう。
- ⑧ 総流入交通量とは、環道に接続する全ての道路から流入する交通量をいう。



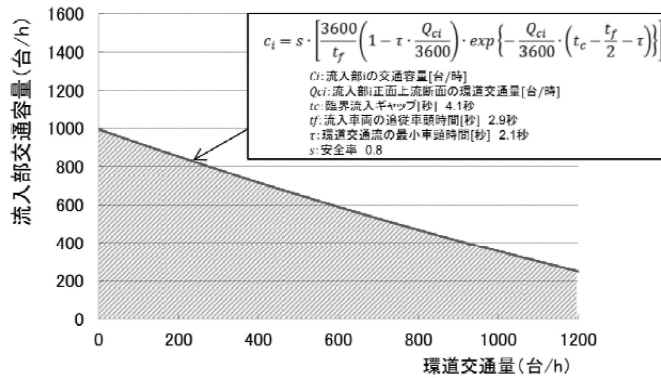
1-4 対象

本通知は、環状の車線数及び環道に接続する道路の車線数が1車線であるか、又は環状の車線数が1車線であり、かつ環道に接続する道路の車線数が片側1車線であるラウンドアバウトを対象とする。

第2章 適用条件

2-1 交通量

ラウンドアバウトは、交通量の少ない平面交差点に導入するものとする。平面交差点の日当たり総流入交通量が10,000台未満にあっては、ラウンドアバウトを適用することができる。日当たりの総流入交通量が10,000台以上にあっては、各流出入口において時間当たりの流入部交通容量（通過しうる最大の交通量）及びピーク時間当たりの流入交通量を比較し、適用を判断するものとする。参考として、次の図にラウンドアバウトとして適用しても差し支えない流入部交通容量と環道交通量の範囲を斜線で示す。

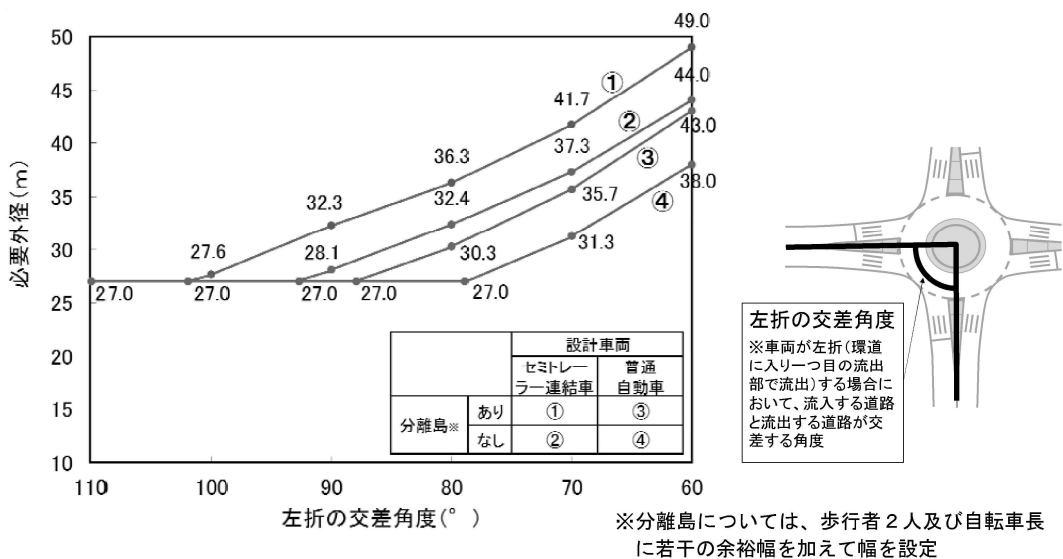


流入部交通容量と環道交通量の関係

注) 環道交通量は、各流入部の上流断面における環道の交通量をいう

2-2 幾何構造

- (1) 外径は、ラウンドアバウトを通行する車両が安全かつ円滑に通行できるよう、設計車両の種類、隣接して接続する道路の交差角度及び分離島の有無を踏まえ設定するものとする。参考として、次の図に左折時の内輪差及び周回時の車両の軌跡を考慮した必要外径の目安を示す。



設計車両及び分離島の有無による左折の交差角度に応じた必要外径の目安

- (2) 中央島は、乗り上げを前提としないものとする。

第3章 留意事項

3-1 交通量

歩行者及び自転車の交通量が多い平面交差点では、利用者の安全かつ円滑な交通の確保に留意するものとする。

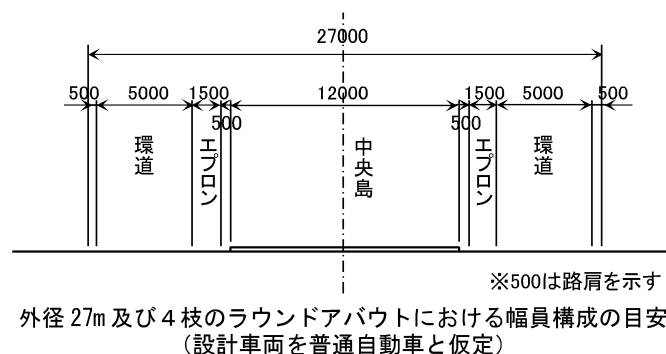
例えば、流出入部の横断歩道等のいずれかにおいて、横断交通量（横断歩行者と横断自転車の合計交通量）がピーク時間当たり100を超える場合においては、ラウンドアバウトの交通容量が大きく低下する可能性があるため、導入の可否について十分に検討することが望ましい。

また、流入部のいずれかにおいて、環道に流入する自転車交通量がピーク時間当たり100台を超える場合においては、ラウンドアバウトの交通容量が大きく低下する可能性があるため、導入の可否について十分に検討することが望ましい。

3-2 幾何構造

次の事項に留意するものとする。

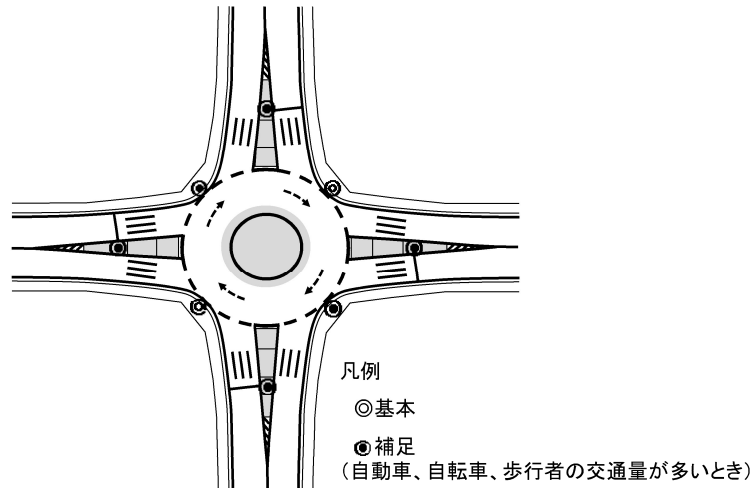
- (1) ラウンドアバウトの形状については、正円又は正円に近い形状とすることが望ましい。
- (2) 環道については、原則として停車帯を設置しないものとする。
- (3) 分離島については、設置することが望ましい。環道に流入する車両が逆走しないように、環道に接する部分の幅員を広げる等工夫することが望ましい。
- (4) 中央島については、通行する車両の見通しを十分に確保できる構造とするものとする。
- (5) 流出入部については、通行する車両の見通しを十分に確保でき、車両が安全かつ円滑に流出入できる構造とするものとする。
- (6) 環道、エプロン、中央島等の幅員については、環道において安全かつ円滑な交通を確保できる構成とするものとする。外径27m及び4枝のラウンドアバウトの場合、次の図に示す構成が考えられる。
- (7) 環道とエプロンの境界は、利用者がそれを認知できるよう区分するものとする。例えば、段差を設けることが考えられる。



3-3 交通安全施設

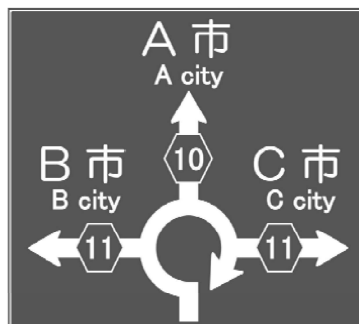
次の事項に注意するものとする。

- (1) ラウンドアバウトに接近してくる自動車の運転者に対して、その存在を示し、環道及び環道付近の状況、横断中及び横断しようとする歩行者並びに自転車の状況等がわかるように、必要に応じ、照明を適切に設置することが望ましい。外径27m及び4枝のラウンドアバウトの場合においては、次の図に示す配置が考えられる。



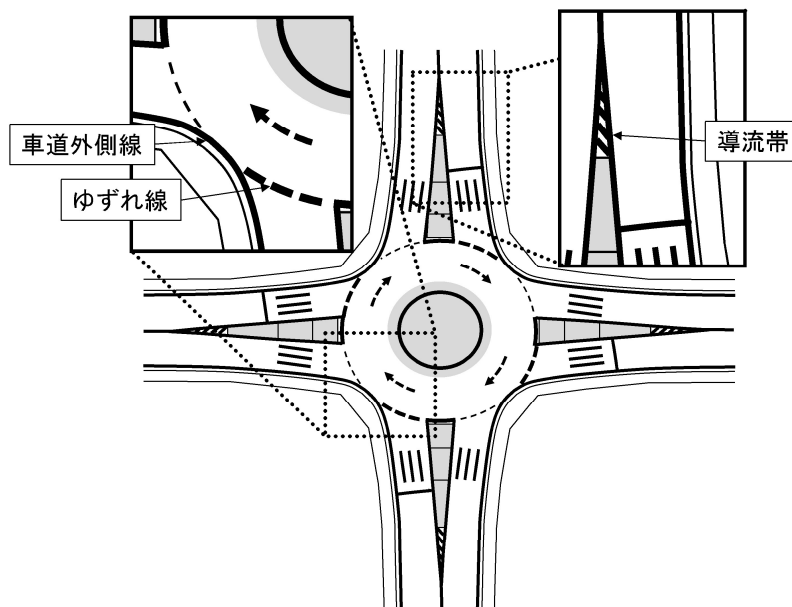
外径27m及び4枝のラウンドアバウトにおける灯具の配置例

- (2) 夜間において中央島の存在が運転者から認識しにくい場合においては、中央島の適切な位置に反射板等を設置することが望ましい。
- (3) 案内標識「方面及び距離(105のC)」、「方面及び方向の予告(108-A)」、「方面及び方向(108の2-A)」及び警戒標識「ロータリーあり(201の2)」を、必要に応じ、適切に設置することが望ましい。案内標識「方面及び方向(108の2-A)」を設置する場合においては、次の図に示す標識を用いることが考えられる。



案内標識「方面及び横行(108の2-A)」の例

- (4) 区画線「車道外側線 (103)」、「導流帯 (107)」及び法定外表示 (ゆずれ線) を、必要に応じて、適切に設置することが望ましい。分離島を設置しない場合においては、分離島に代えて導流帯を設置することが望ましい。次の図に示す配置が考えられる。



車道外側線 (103)、導流帯 (107) 及び法定外表示 (ゆずれ線)

原議保存期間	10年(平成41年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付)
各管区警察局広域調整担当部長

警 察 庁 丁 規 発 第 6 0 号
平 成 3 1 年 3 月 2 7 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

エスコートゾーンの設置に関する指針の制定について（通達）
エスコートゾーンの設置については、「エスコートゾーンの設置に関する指針の制定
について（通達）」（平成19年5月25日付け警察庁丁規発第42号）（以下「旧通達」と
いう。）に基づき推進されてきたところであるが、横断歩道を利用する視覚障害者の安
全性及び利便性を向上させるため、別添のとおり「エスコートゾーンの設置に関する指
針」を新たに定めたので、今後各都道府県警察にあつては本指針に基づき整備を行い、
横断歩道における視覚障害者の一層の安全確保に努められたい。
なお、旧通達については廃止する。

エスコートゾーンの設置に関する指針

1 目的

この指針は、道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列(以下「エスコートゾーン」という。)の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 設置場所

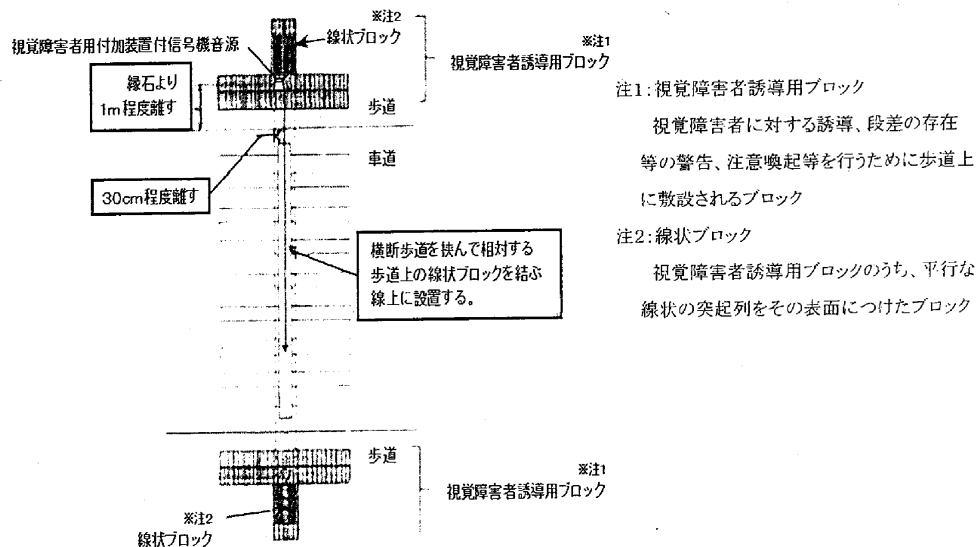
次の場所に優先的に設置する。

- (1) 視覚障害者の利用頻度が高い施設（駅、役所、視覚障害者団体等が在る施設、特別支援学校、リハビリテーションセンター、病院、障害者スポーツセンター等の社会福祉施設等）の周辺で、視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）における重点整備地区内の主要な生活関連経路に係る横断歩道

3 設置方法

設置方法に関する基準は、次のとおりとする。（付図1参照）

- (1) 横断歩道の中央付近で直線状に連続して設置すること。
- (2) 末端を歩道の縁石端から30cm程度離すこと。
- (3) 幅は、45cm又は60cmとすること。



付図1 エスコートゾーン設置図

4 構造

構造は、次のとおりとする。（付図2参照）

(1) 構成

突起体と基底面で構成し、突起体の配列は点状横線の両端にそれぞれ点状縦線を
一列配置する。

(2) 突起体の材質

突起体は、耐摩耗性の高い材質とする。

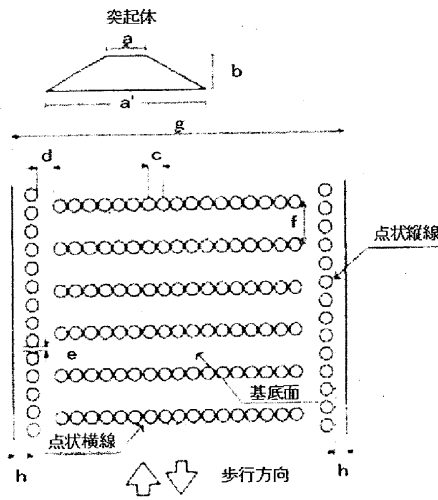
(3) 色彩

色彩は、横断歩道と同じとする。

(4) すべり抵抗

すべり抵抗は、設置される路面と同程度とする。

(単位:mm)



記号	項目	寸法	許容
a	上面径	6	+1.0
a'	底面径	23	
b	高さ	5	
c	点状横線を構成する突起体の突起中心間距離	26	±1.0
d	点状横線と点状縦線の突起間距離	30	
e	点状縦線を構成する突起体の突起間距離	8	
f	点状横線列相互の突起中心間距離	75	-
g	エスコートゾーン幅	450又は600	
h	エスコートゾーンの縁と点状縦線の距離	12 ~ 24	-

付図2 エスコートゾーン構造図

5 留意事項

- (1) エスコートゾーンは、「法定外表示等の設置指針について（通達）」（平成30年12月14日付け警察庁丁規発第129号）の1に位置付けられるものである。
- (2) エスコートゾーンを挟んで相対する歩道上の線状ブロックは、エスコートゾーンの線の延長上に設置するなど、道路管理者と十分な調整を行うこと。
- (3) 視覚障害者用付加装置付信号機と併用する場合は、エスコートゾーンの設置位置と視覚障害者用付加装置付信号機の音源位置を、できる限り整合させること。
- (4) スクランブル方式の信号交差点における斜め横断用の横断歩道については、設置しないこと。
- (5) 突起体の消失、摩耗、変形等が、視覚障害者による検知を困難にすることを認識し、適切な維持管理に努めること。

○コンクリート二次製品溝型側溝の 基礎厚について（通知）

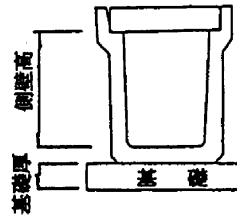
平成 7 年 12 月 25 日
検 第 468 号 土木部長

このことについて、コンクリート二次製品溝型側溝基礎厚を下記のとおりとする。
なお、土木事務所長にあっては貴管内の市町村にも、参考とされるようこの旨通知されたい。

記

1. 基礎厚は次表を標準とする。

基礎厚 (cm)	側壁高H (cm)
10	60未満
15	60以上90未満
20	90以上200未満



2. 現場条件等により上表により難い場合は、別途考慮する。
3. 適用日については平成 8 年 1 月 16 日以降起工決議の工事に適用する。

検 第 2 7 1 号
令和 2 年 7 月 6 日

土木部関係機関の長 殿

土 木 部 長
[公 印 省 略]

再生加熱アスファルト混合物（一般廃棄物溶融スラグ入り）の使用基準
について（通知）

このことについては、「再生加熱アスファルト混合物（一般廃棄物溶融スラグ入り）の取り扱いについて（平成 2 6 年 3 月 1 9 日付け検第 8 9 4 号）」で通知しているところであるが、性能評価の結果、標準品（再生加熱アスファルト混合物）と遜色ないことが判断できたため、今後は下記のとおり適用することとしたので通知する。

なお、本通知に伴い、「再生加熱アスファルト混合物（一般廃棄物溶融スラグ入り）の取り扱いについて（平成 2 6 年 3 月 1 9 日付け検第 8 9 4 号）」は、廃止する。

記

1 使用区域

常陸大宮土木事務所〔ひたちなか市、東海村〕

筑西土木事務所

境工事事務所〔古河市（旧総和町、旧三和町）、坂東市、境町、五霞町〕

2 施工歩掛、品質管理基準及び規格値

通常の再生加熱アスファルト混合物と同様

3 資材単価

実施用（労務・賃料・資材）単価に掲載にしてあるリサイクル認定資材単価を使用

4 適用日

令和 2 年 7 月 6 日

5 特記仕様書への記載

特記仕様書中に記載することになっている「茨城県リサイクル建設資材」の項については、下記を参考に記入すること。

工種	リサイクル建設資材	規格
基層工	再生加熱アスファルト混合物(溶融スラグ混入)	再生粗粒(20)
表層工	再生加熱アスファルト混合物(溶融スラグ混入)	再生密粒(20)
歩道表層工	再生加熱アスファルト混合物(溶融スラグ混入)	再生細粒(20)

検査指導課 建設リサイクル担当
電話：029-301-4386

事務連絡
平成 29 年 4 月 26 日

各土木（工事）事務所長 殿

道路建設課長

道路改良工事における防草対策について

道路除草については、限られた財源の中、各工事事務所において様々な工夫を凝らし、対処されている状況ではありますが、暫定供用後の事業地や供用路線の路肩等において、雑草が繁茂し、その対応について県議会において取り上げられるなど、地元からの要望（苦情）が絶えない状況であります。

このため、今後、供用を控える事業中の路線においては、経済性或道路利用者の安全、維持管理作業上の安全確保の観点から総合的に検討のうえ、防草対策にご配慮願います。

防草対策（例）

1. 防草シート

■概要

- ・路肩周辺，中央分離帯，植樹帯等をシートで被覆し，中期的に防草する。

■対象箇所

- ・法面部を含む路肩周辺，中央分離帯，植樹帯

■適用条件

- ・5年以上現況の形態が持続する場合に適用する。
- ・施行範囲は，斜面部（法面等）では盛土部，切土部ともに100cmを標準とし，平場（中央分離帯，植栽帯等）では全ての範囲を対象とする。

■その他

- ・路肩周辺（保護路肩）などに長期的に防草対策が必要な箇所については，防草コンクリートなども検討する。

2. コンクリートによる間詰め

■概要

- ・中央分離帯や植樹帯等をコンクリートで被覆し，長期的に防草する。

■対象箇所

- ・交差点の影響範囲の中央分離帯など

■適用条件

- ・交差点の影響範囲の中央分離帯などで，緑化効果に比べ草刈り作業時の交通の支障が大きいことから，コンクリートによる間詰めを基本とする。